

<書評>藤本武著 『労働災害』

タヌマ, ハジメ / TANUMA, Hajime / 田沼, 肇

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Society and labour / 社会労働研究

(巻 / Volume)

12

(号 / Number)

4

(開始ページ / Start Page)

135

(終了ページ / End Page)

144

(発行年 / Year)

1966-03-19

藤本武著『労働災害』

田 沼 肇

藤本武氏の近著『労働災害』（新日本出版社刊）は、労働災害問題についての優れた概説書である。本稿では、この労作にたいする書評というよりも、むしろその内容を紹介しつつ、労働災害問題をめぐるさいきんの研究動向を、簡単にたどってみたい。

私は、昭和四〇年度の講義において、本書を副読本の一つに指定したが、学生諸君のあいだでも、好評であった。もっとも、著者の意図からいうと、本書は、かならずしも大学生や研究者のために書かれたものではない。藤本氏は、「はしがき」のなかで、つぎのように述べている。——「おそらく、わが国で労働災害の問題について働く人たちのために書かれた最初の入門書であろうと思っている。この書物が、日本の労働者のできるだけ多くの人たちに読まれ、労働災害防止運動、安全闘争を進めるうえに幾分でも役だつとすれば、これほどうれしいことはない」と。

書評 藤本武著『労働災害』

右のような著者の意図は、それ自体、本書において、かなり実現されただけでなく、本書の学問的なねうちをも、減ずるところか、かえって大きいものにした、といつてよい。著者は、すでに本書の刊行前に、「労働災害問題と労働運動」（『月刊労働問題』一九六五年二月号）と題する論文においても、「安全対策の中心は労働組合にある」と、実践的な観点を貫いているが、同時に、そのなかで自己の理論上の立場を要約的に示しており、本書を読むうえで参考になる。

一

本書の構成は、つぎのとおりである。

第一章「資本主義と労働災害」では、労働災害の原因に関する誤った考え方を批判し、労働災害はなぜおこるのか、という基本的問題を説明している。

第二章「資本主義諸国における労働災害と安全対策の現状」

では、日本以外の資本主義諸国の場合を中心に説明している。

第三章「社会主義と労働安全」では、著者が調査旅行をしたソ連とチェコスロバキアの現状について述べ、資本主義諸国と比較している。

第四章「日本の労働災害の歴史」では、産業革命期、第二次世界大戦前および戦後に分け、各時期ごとに検討している。

第五章「当面の労働災害問題」では、日本における労働災害と安全対策の現状について述べ、とくに、労働運動のなかの安全問題が、本書全体の結びにもなっている。

なお、序章では、「労働災害問題の重要性」が強調されており、そこで提起された論点は、つぎの三つである。

まず、第一に、「わが国で労働災害によって死亡または負傷する労働者の数はひじょうに多い」こと。そして、たしかに日本の労働災害はひじょうに多いが、「むろん労働災害の多いのは、わが国だけではない」こと。全資本主義国にわたっていえば、毎年、「大戦争に匹敵する人数の死傷者が発生している」こと。また、このような労働災害による死傷者の人数そのものも重大だが、「災害による労働者階級のうける生活上の被害は、実におびただしいものがある」こと。

とりわけ、「生活上の被害」についていえば、本書の刊行後にも、三池大災害現地対策共闘委員会「三池大災害被災者の現状」(『九州産労資料月報』一九六五年一〇月号)のような、注

目に値いする調査報告が発表されていることを、付言しておくなければならぬ。これらの報告によると、現代の労働災害がもたらす「生活上の被害」は、経済的な問題や、後遺症の苦しみにとどまらず、それらと関連して、被災者のあいだでの社会的差別(三井三池炭鉱の場合は所属労働組合による差別)にまでひろがっている。この傾向は、労働災害が、ますますはつきりと政治的問題になってきた事実を教える。

序章が提起した論点の第二は、労働災害問題が、「労働者の状態を考えるばあいに、賃金や労働時間と同様に忘れてならない重要な事項」だということである。もっとも、階級としての労働者の状態を論ずるにあたって、第一義的には、ひろく失業問題を考えるべきであろうが、就業労働者の状態に限定するならば、著者がいうとおり、労働災害問題は、労働者がおかれている立場を、もっとも典型的に示す。この意味で、労働組合の方針や機関紙などが、労働災害問題を、どのくらい、どのように扱っているかは、その組織の体質を現わす一つのバロメーターと考えてもよい(本書二三五ページ以下を参照)。

最後に、第三の論点として、「資本主義の歴史をふり返ってみると、資本主義の発展は、労働者の生命と健康の犠牲のうえにおこなわれてきた」ということ。しかし、「災害が資本主義の根本に根ざしている」という点では、経済法則としては不可避であった」けれども、「労働災害そのものはけっして不可避で

はない」ということ。

著者が指摘するように、「第二次大戦後は戦時中にくらべ労働災害は減少し、戦前にくらべると多くの国で低下しているが、国によると、かならずしもそうではない。戦後減少の傾向をたどってから近年停滞している国（アメリカ、イギリス）もあれば、戦前よりかえってふえている国（西ドイツ）もある。しかし、今世紀初頭にくらべると、災害率そのものはだいたいにおいて低下している。……こういう国が多いのは、なにより労働運動が発展して資本が労働安全問題を無視することができなくなってきたこと、労働安全立法が進歩してきたことにおうている」のである。

この点を『週刊東洋経済』誌の論文（一九六五年三月六日号「続発する労働災害」）に現われたごとく、「人権がある程度尊重されるようになった」から労働災害が減少した、と一般化するのには誤りであろう。同誌の論文自体が、すぐそのあとで、「戦後の二〇年を振り返ってみると、合理化が叫ばれるようになって以来、大規模災害のひん発が目立っている」と述べざるを得なかった。

二

第一章「資本主義と労働災害」では、まず、産業災害（industrial accidents）と労働災害（occupational accidents）の

書評 藤本武著『労働災害』

ちがい、交通事故と労働災害の関係、さらに労働基準法でいう「業務上の負傷疾病」のうち、職業病と労働災害の区別について述べたうえで、労働災害の原因に関する三つの誤った考え方を――技術主義、精神主義、偶然主義を、それぞれ批判している。（職業病については、藤本氏が所属する労働科学研究所から、一九五九年に『日本の職業病』が刊行されている。）

労働災害の原因に関する誤った考え方のうち、現実にもっともひろく普及し、また、著者も最大のページ数をさいて批判しているのは、「労働災害は労働者の不注意によって発生するもので、労働者が注意をすれば防止できる」という精神主義的な主張である。本書では、労働災害を心理学の立場から研究してきた狩野広之氏の著書『不注意物語』を、興味ぶかく引用しているが、「労働者の不注意」がもつ意味については、レーニンも、すでにごく初期の著作で論じている。

本書は、マルクスやエンゲルスが、いかに労働災害問題を重視したかについてはふれているけれども、レーニンにまで言及していないので、ここでは、「労働者の不注意」に関するレーニンの所説を引用しておこう。たとえば、一八八六年の罰金法を論じた文章のなかで、かれは、つぎのように述べた。――「工場労働者が電燈のそばの工作機械で働いている。鉄片がはねて、まともに電球にぶつかり、それをこわしたとする。雇主は、資材破損のかどで罰金を書きいれる。かれにはそんな権利

があるだろうか？ いや、ない。なぜなら、労働者は不注意によって電球をこわしたのではないからである。作業のさいには、しじゅうとびちる鉄片から電球を保護するものがなにもなかったということは、労働者の責任ではない」と。

まして労働災害の場合、こわれるのは「電球」でなく、労働者自身なのである。本書が引用した部分で、『不注意物語』も指摘しているとおり、「何人も故意に怪我するものはないであろう。人間が意識して不注意になるということは原理的にはできないことからである。したがって不注意は原因ではなくて、むしろ結果」だといわなければならない。

藤本氏は、右に紹介したように、労働災害の原因に関する誤った考え方を批判したのち、労働災害発生の際の諸要因を、(1)不変資本の節約、不十分な機械・装置、(2)労働条件・疲労と労働災害、(3)労働者個人の条件と労働災害、の各項目に分けて検討している。このような労働災害発生の際の諸要因についての研究は、本書の刊行後にも、宮島尚史氏の労作「労働災害のメカニズムと保安」(『季刊労働法』第五七号)などが発表されており、宮島氏の論文は、一九六五年六月に発生した山野鋳爆発事故をめぐる具体的な研究である。

さて、藤本氏が、労働災害発生の際の諸要因のうちで、もっとも重視しているのは、不変資本の節約であろう。すなわち、「不変資本の節約にもとづく不変施設のなかで労働に従事する労働者

は、災害を防止するために注意力にのみ依存するほかはない。自分の身体は唯一の生活のもとであるから、ひじょうな緊張のもとで労働に従事し、疲労をいっそう高めさせている。……しかしながら、労働者がどんなに注意力を発揮しようが、それには一定の限度がある。不変施設があるかぎり、労働災害は必然的に、法的に発生する」(二七ページ)のである。

そういう立場から、本書は、「かりに労働者が疲労し、不注意をしても、もし機械・設備その他環境諸条件さえ整備・安全化されておれば、労働者はけがをすることはない」と前提するが、この見解は、理論上、政府の当局者も認めざるを得ない。たとえば、一九六五年九月、労働省労災防止対策部長は、こう語っている。——「通常の間人が、通常おこす程度の不注意は、作業方法をきめるさいにも、また安全装置、安全設備をつくるさいにも、当然前提としなければいけない。ピンピンに注意力が張りつめてはじめて災害を防げるといふようなことでは、ほんとうの災害防止にならぬ」(『日労研資料』第一八巻第二四号)と。

また、著者は、安全な施設なら労働災害が発生しない条件の一例として、「プレス作業のばあい指をおしつぶされることが多いが、人間があやまって手を入れたときにせったいプレスしない装置をつくっておけば、指のけがは生じない」と書いた。そして、この点などに関しては、労働省の官僚も、具体的な意

見を述べている。労災防止対策部長によると、ある工場では、プレスを「片手では運転できないように、両手でもって運転するように機械をなおした。そうすれば、指をつっこむ手がなくなるので、プレスの災害がなくなった。……手をだしてはいけないというのでなく、手がでないようにしておく配慮が、おそらく必要なんじゃないかろうか」(前掲誌)というわけだ。

したがって、問題は、労災防止対策が、文字や言葉のう えだけでなく、じっさいに、資本の側から、とりわけ国の政策として、どう展開されていくかにある。

三

一九六五年の全国安全週間にさいして、毎日新聞は、「産業災害を未然に防ごう」と題する社説(七月三日付)を発表したが、このなかで、安全運動は資本にとって「採算の合う」ものであり、「経営者にとって明らかに引き合うものであること」を、強調している。すなわち、「高度化した機械設備をもつ企業にあっては、一度災害が起これば、それによって企業のこうむる人的、物的損害は膨大なものとなる。災害によって、企業が倒産寸前に追いやられる例は少なくない」からであり、また、「統計によると、全労働者一人平均でストによる損失日数は〇・一一であるのに対し、産業災害によって失われる労働日数は五・五と、はるかに高い数字を示している」からでもあ

書評 藤本武著『労働災害』

る。

本書は、この問題を、「すべての資本家がまったく安全問題に関心がないといいきるとすれば、事実と若干反する」という観点から扱っている(五一ページ以下)。そして、「災害の経済コスト」の計算によるかぎり、「資本家のおこないうる安全対策は、はじめから一定の限界があるということになる。若干の災害コストがかかるからといって、その何倍もの災害防止のための費用を支出するのは割りにあわず、利潤追求のためになすべきではない、という結論になる」と批判した。

なお、藤本氏は、資本家が「安全はペイする」と発言するようになったのは、独占資本主義段階の特徴であり、「基本的には労働運動の発展という事実が存在し、それによって規定されたものである」と指摘する。したがって、「なまぬるい安全対策でも、個別資本はかならずしもみずからすすんで実施するとはかぎらない。むしろそれをしないもののほうが多いのである。それはちょうど、九時間労働より八時間労働のほうが能率がよいということが実験と理論によって明らかとなっていて、労働組合や国の法律で強制されるまでは、多くの個別資本は八時間制にまっこうから反対しつづけてきたこととおなじである」という。

また、資本が「安全はペイする」と考え、政府も安全問題の「重要性」を説くようになったからといっても、さいきんの立

法措置、たとえば「労働災害防止団体等に関する法律」についての批判を、本書から正しく学ぶ必要がある（二一七ページ以下を参照）。さらに、さいきんILOで、久しぶりに安全に関する条約が二つも成立したこと、すなわち、一九六〇年の電離放射線労働者保護条約（第一一五号）と一九六三年の機械防護条約（第一一九号）の意義についても、本書から学ぶべき点が少ない（七七ページ以下を参照）。これらの条約は、わが国などの場合、労働災害にたいする社会的関心を高めていくうえで、かなり大きな役割を担うはずのものであろう。

ところで、藤本氏は、労働災害発生の際、とくに「労働者個人の条件と労働災害」を分析して、「労働災害の防止を適切におこなうためには、徹底した安全教育が必要である」（四五ページ）と結論する。そして、本書は、社会主義諸国が「労働安全教育をひじょうに重要視している」（一〇五ページ）ことにもふれてはいるが、全体としてみると、安全教育についての記述は、簡単である。

私見によれば、安全教育の問題は、わが国の現状にそくしていうと、国民教育のレベルにまでおいて、詳しく再検討されなければならぬ。とくに、中学校の技術科教育における安全管理と安全教育は、労働災害問題に関心をもつものにとって、基本的な意義を有するように思われる。

かつて原正敏氏が、学校安全会の資料にあたって作成した技

術科関係の災害統計（『技術科の災害と安全管理』、明治図書、一九六四年刊参照）によっても、中学校技術科教育における安全管理の重要性を知らされるが、さらに、このような実態を反映して、日本教職員組合の教育研究活動のなかで、安全教育の問題が、次第にクローズアップされてきている。日教組が発行している『国民のための教育の研究実践・技術編』（一九六五年刊）によると、全国教研集会で、はじめて「災害防止の問題」が提起されたのは、一九五九年の第九次集会であったという。そして、年を経るごとに研究・討論が充実してきた。

こうして、一九六六年の第一五次全国教研集会技術教育分科会では、安全管理と安全教育の課題が、ひじょうに大きくとりあげられたのである。しかし、この分科会に提出された報告書のうち、安全教育をテーマにしたものも、大きく分類して、四つの型に区別することができるだろう。

第一は、県集会上に提出されたレポートの約四割が、安全教育に関する内容だったという福岡県などの場合である。福岡県代表の報告書は、「技術・家庭科の廃疾事故の事例をみると、物的原因（道具や機械）によるものは非常に少なく、人的原因（生徒の不注意）によるものが圧倒的に多い。……災害の事例をみると、重大事故は、ちょっとした心のゆるみから起きているのであり、生徒に心のゆるみを起こさせてはならない」という。

第二のタイプは、右のような見解と対照的に、たとえば埼玉県代表の報告書のごとく、「安全教育の徹底的研究」と題して、もっぱら安全装置を論じ、「機械がこわれても、絶対的に傷害を受けないような機械なり、安全装置を、強く要望せざるを得ない」と主張する。

第三は、高知県代表の報告書がとりあげているように、「災害の起きた直接の原因は子供自身の不注意であるが、不注意でとか、安全規則を守らなかったからとかで、始末されないものがあると思う」と述べ、「施設が人数に適当な広さがあるか」、「危険度の少ない機械を設置しているか」、「生徒数は多すぎないか」などの諸点を検討する立場である。長崎県代表や、和歌山県代表も、ほぼ同じ立場から報告書を提出しており、新潟県代表は、技術科教師にとっての災害対策をふくめて、「現場からみた災害防止対策と災害後の対策」を、詳しく報告した。

第四のグループは、ほぼ前者と同じ観点にたちながら、「生徒が在学中に、産業災害、労働災害に対処するまで我々は教育すべきである」（北海道代表）、「安全教育が、学校内の教育問題として止まるものでなく、現在社会に起っている諸産業災害に対処し得るところまで教育されねばならない」（鹿児島県代表）と考える。私の知る範囲でも、定時制高等学校の場合は、学友を労働災害で失った生徒たちが、この問題と自主的に取り組んだ実例がある。たとえば、一九五八年七月、東京の某製薬工

場の爆発事故を契機にして組織された「大森高校事故防止委員会」など。

以上の論議は、労働災害の原因に関する誤った考え方と学校教育の関連について考えさせるだけでなく、藤本氏が書いているように、「一つには若年者は精神的・肉体的に未成熟であるので、災害をひきおこしやすい」こと、「もう一つは若いものに経験の少ないものが多いので、災害にかかりやすいということ」と、中等教育の結びつきの問題にもかかわっている。

四

第二章「資本主義諸国における労働災害と安全対策の現状」でも、第三章「社会主義と労働安全」でも、歴史的な叙述は、ほとんど割愛されている。これは、本書が概説書であるという性格によるものであるが、とくに、序章でごく簡単にふれ、第二章でも短い文章としてはくりかえされている論点、すなわち「ナチスのもとで労働者の団結権を失ったドイツ労働者は、異常な労働災害の増加にさらされたのに、人民戦線のもとで勝利したフランス労働者階級は、週四〇時間労働制を確立し、労働災害の減少をみた」というような対照的事実については、いっそうあたいた分析が欲しかったように思う。

しかし、日本の労働災害の歴史については、本書の第四章で、かなり詳しく扱われている。第二次大戦前における日本の

労働災害に関する文献として、本書でも引用（一二二ページ）されている風早八十二氏の一連の労作は有名であるが、藤本氏は、さらに、第二次大戦前後にわたる一貫した歴史的叙述をこころみた。

とくに、「戦前の労働安全政策の特質」を要約した部分は、簡潔にまとめられている。また、日中戦争以降、戦時下における労働災害激増の実態にふれた記述は、従来の研究成果が、手ぎわよくとりいれてある。私も、『炭労十年史』（一九六四年刊）あるいは大原社会問題研究所編『太平洋戦争下の労働者状態』（同上）で、戦時中の労働災害問題をまとめたが、きわめて不十分であり、藤本氏の整理を手がかりにして、今後いっそう充実させていかなければならない、と感じた。

さて、資本主義諸国における労働災害の現状について、本書の特色の一つは、「オートメーションと労働災害」（六一ページ）の問題を論じていることである。著者は、「全部の労働災害のうち、物を手でとりあつかうときの災害が、全件数の四分の一前後を占めているから、オートメ化されれば、この面にかぎっていえばそれだけ災害危険性がへることは当然である」と認めつつも、オートメーションの導入が労働災害を自動的に減少させるというL・L・グッドマンらの見解に、疑問を提起している。つまり、ここでも著者の基本的な立場が貫かれており、資本主義諸国におけるオートメーションの導入は、労働安

全のためにおこなわれるものでないことを指摘し、オートメーションが、かえって労働災害を増大させる七つの問題点を列挙した。

また、藤本氏は、労働時間問題の専門家でもあるため、労働時間と労働災害の相関関係が、本書では、くりかえし論じられている。一般的にみれば、「労働災害の防止のためには、労働時間の短縮、適切な休憩時間の導入が必要だが、いまのところけっして十分ではない。各国で週四八時間制がいちおう確立されてから四〇年あまりたっているが、この間コンベイヤの導入、労務管理の強化、スピードアップなどによって労働強化がすすんだので、労働者はおなじ八時間でも以前にくらべるとずっと疲労するようになってきている」（六四ページ）のである。この面の分析も、本書の特色として学ぶ必要があろう。

なお、社会主義のもとでの労働安全については、従来、日本における研究成果も少なく、資料的にも制約されがちであった。本書でも、二つのヨーロッパ社会主義国の現状について、簡単にふれられているだけで、けっして十分とはいえない。

むしろ、社会主義国の問題は、その部分だけを孤立させて読むのではなく、資本主義社会と比較するところにねうちがある。「社会主義と労働安全」をもっぱら論じた第三章のなかでも、資本主義社会との比較が考慮されているけれど、この章以外のところで、たとえば「災害頻発者」の問題（四六ページ）など

で、両体制の比較がおこなわれていることにも注目したい。資本主義社会では、「災害頻発者の背後の諸条件の検討をおろそかにし、ただこれらの労働者を配置転換し、あと適性検査によって適当な労働者をその部署へつければ、事故は激減する」と考えがちであるが、「社会主義のソ連では、いわゆる適性検査によって人をふるい分けることは考えず、原則としてすべての労働者がその能力を發揮できるような条件を設定することを中心に考えている」という。われわれが、社会主義のもとでの労働安全を、ひじょうに先進的なものとみるのは、なによりもまず、このような「原則的な態度」についてである。

五

本書は、日本の労働災害の現状を分析するさいに、「資本主義諸国の労働統計のうち労働災害統計ぐらい信頼度の低いものはない。とくにわが国のばあい、その傾向がいちじるしい」（一七五ページ）との前提にたっている。私見によれば、これはややいいすぎで、たとえば資本主義諸国の失業統計も、労働災害統計と同じくらい、否それ以上に「信頼度の低いもの」である事実を、見落してはならない。しかし、こう考えたからといって、労働災害統計の信頼度そのものが、いささかでも高まるものでないことは、いうまでもない。

労働災害統計が、どのように信頼できないか。とくに、労働

書評 藤本武紳『労働災害』

災害統計を利用する場合、どんな点を考慮すべきかについて、本書の記述は、やや不十分である。この問題については、前述の『月刊労働問題』誌に掲載された藤本氏の旧稿の方が、よくまとめられており、系統的でもある。（労働災害統計においては、災害の定義、その把握の範囲が、とくに歴史的・社会的に変動しやすい。これは、古くから論じられてきたテーマであり、たとえば、一九二八年に刊行された内務省社会局『産業災害統計の方法』などを参照。）

さらに、本書も、労働災害の国際比較を全般的に試みたが、とりわけ日本の労働災害統計とアメリカ、イギリス、フランスなど主要資本主義諸国のそれとの比較を、統計の作成方法や、若干の数字についておこなっている。この点で、イギリスとの比較に関して参考になる新しい文献の一つは、三島宗彦氏と佐藤進氏の共著『労働者の災害補償』（有斐閣、一九六五年刊）の序章である。

ところで、さいきんの労働災害の傾向について、本書は、それ自体をまとめて論じてはいない。けれども、本書が、労働災害統計の分析（一九〇ページ以下）から結論をひきだしているとおりに、第一に、動力運搬機災害の増加、第二に、爆発災害の増加を挙げることができる。とくに、前者は、ひろくみれば交通関係災害の増加と結びついており、「災害の街頭化」などともいわれ、後者は、その地域の住民にも被害をおよぼすように

なってきた。

さいきんの労働災害の特徴の第三は、「災害の大型化」だが、これは「超大型」の災害が続発したという意味であり、統計上も、小型の災害が減少したわけではないのである。最後に、第四の特徴は、「中小企業で災害率が高い」（本書一八五ページ以下）ことであろう。

このような、さいきんの労働災害の特徴に対応して、政府も、「新労災防止五カ年計画」をたて、昭和三六年度の死傷年千人率二三・二を、昭和四二年度までに半減させることを目的にしている。かかる施策について、検討を加える課題も、今後に残されているが、本書は、第七章「当面の労働災害問題」のなかで、「労働安全立法と安全対策」につき、とくに多くのページ数をさいているので、この点に注目しておこう。

がんらい、資本主義諸国では、労働災害が発生しても、労働者個人の責任を中心として処理され、経営施設の欠陥から生じた事故にたいしてのみ、資本家は責任を負うべきだという考え方が支配的であった。わが国の民法第七百十七条の「土地ノ工作物ノ設置又ハ保有ニ瑕疵アルニ因リテ他人ニ損害ヲ生シタルトキハ其工作物ノ占有者ハ被害者に対シテ損害賠償ノ責ニ任ス」という規定は、労働災害だけを予想したものではないが、その典型例である。この場合、施設に「瑕疵」がなくて労働者の過失によって生じた事故にたいしては、適用がないし、また

施設の「瑕疵」があっても、労働者の過失が認められる場合には、過失相殺とされる（松岡三郎氏の論文「労働災害と労働者の権利」、『労働法律旬報』一九六五年一月下旬号）。われわれの労働災害問題研究も、根本的にいえば、ここに表現されている考え方の検討にまでさかのぼらなければならぬ。

一方、問題のごく具体的な展開として、たとえば本書の刊行直後、一九六五年六月に、労災保険法が改正されている。この改正の要点は、第一に、適用事業を労働基準法のそれにあわせ、全事業適用を指向したこと、第二に、中小企業者、一人親方、職業訓練生なども、特別加入によって保護の対象としたこと、第三に、障害保障年金を拡大し、遺族補償を原則として年金化したこと、第四に、保険施設としてリハビリテーションを加えたこと、などである。とくに、第二、第三、第四の改正点は、労災保険法が、労働基準法の補完的役割を脱し、社会保障法の性格をもつことになった、と評価されている。しかし、藤本氏がおこなった労災保償と労災保険にたいする批判（二二三ページ以下）は、改正労災保険法にも、根本的にあてはまると考えられるのであって、前述のような性格の変化をも、いっそう具体的に評価しつつ、新しい研究の進展が期待される。